

令和 7（2025）年 1 月 31 日開催

令和 7（2025）年度

柏崎市農業委員会 第 25 期 第 20 回総会議事録

柏崎市農業委員会

柏崎市農業委員会 第 25 期 第 20 回総会 議事録

- 1 日 時 令和 7(2025) 年 1 月 31 日 (金)
- 2 場 所 市役所 1 階 多目的室
- 3 議 案 議第 1 号 農地法第 4 条許可申請について
議第 2 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について
議第 3 号 農地法第 5 条許可申請について
議第 4 号 農地法第 3 条許可申請について
議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更
について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午後 3 時

山崎事務局長

これより、第 20 回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第 2 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。同規則第 4 条により、会長が議長となります。

石塚議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

山崎事務局長

委員数は 19 人です。欠席報告 1 人。現在の出席委員数は 18 人で、過半数であることを報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の出席委員数は 23 人であります。

石塚議長

ただ今の事務局の報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、2 人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

石塚議長

それでは、3 番 安野 検一委員、18 番 笹川 宏委員の 2 人を議事録署名委員に指名します。

石塚議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 4 条許可申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書 1 ページを御覧ください。議第 1 号 農地法第 4 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 土地の所在地 高柳町岡野町、地目及び面積 田、185 m²。申請事由 駐車場。農地区分 第 2 種でございます。

本件につきまして、申請者は高柳町岡野町地内にある国指定名勝庭園の貞観園の管理等を行う法人ですが、現在の入園者用駐車場が手狭なことから、申請地を新たな駐車場として利用する予定です。議第 3 号 第 5 条許可申請 申請番号 1 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 1 ページのとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしく願います。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 1 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

次に、「議第 2 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 2 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、当初計画者、承継者、申請事由及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 岩上、外 1 筆、田、932 ㎡。集合住宅。第 3 種でございます。

本件につきまして、当初計画者が店舗敷地及び駐車場として利用する予定でしたが、これを変更し、承継者が集合住宅を建築するものです。議第 3 号 第 5 条許可申請 申請番号 2 に関連するものです。

申請番号 2 長崎、田、594 ㎡。資材置場。第 3 種でございます。

申請地につきましては、一般個人住宅の建築を目的に昭和 50(1975)年 3 月 24 日付けで農地法第 5 条許可を受けております。その後、当初の目的が達成されないまま、古金属類の買い取りや販売等を行う承継者が当初計画者と貸借契約を締結の上、平成 21(2009)年頃から資材置場として利用していることから、今回、承継者から従前の違反転用状態に係る始末書の提出を受けたうえで追認承認を求めるものです。議第 3 号 第 5 条許可申請 申請番号 3 に関連するものです。

申請番号 3 与板、田、492 ㎡。農地利用。第 2 種でございます。

本件につきまして、当初計画者がカーポート敷地として利用する予定でしたが、これを変更し、承継者が農地として利用するものです。議第 4 号 第 3 条許可申請 申請番号 7 に関連するものです。

申請番号 4 山本、外 20 筆、畑、14,199 ㎡。砂採取。第 2 種でございます。

本件につきまして、一時転用期間の終期を令和 7(2025)年 3 月 31 日から令和 9(2027)年 9 月 30 日に延長するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の 2 ページ下段のとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を承認処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 2 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 3 号 農地法第 5 条許可申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 3 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条許可申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、渡人、受人、申請事由及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 高柳町岡野町、外 2 筆、田、計 362 m²。駐車場。第 2 種でございます。

議第 1 号 第 4 条許可申請 申請番号 1 に関連するものです。

申請番号 2 岩上、外 1 筆、田、計 932 m²。集合住宅。第 3 種でございます。

議第 2 号 第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 1 に関連するものです。

申請番号 3 長崎、田、594 m²。資材置場。第 3 種でございます。

議第 2 号 第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 2 に関連するものです。

申請番号 4 上田尻、畑、239 m²。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請番号 5 松波一丁目、畑、225 m²。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請番号 6 西山町坂田、外 1 筆、田、計 264 m²。一般個人住宅。第 3 種でございます。

本件につきまして、譲渡人は西山町地内で建築会社を営んでおりますが、申請地を同法人の資材の仮置場として利用するため砂利を敷いたことから、今回、譲渡人から従前の違反転用状態に係る始末書の提出を受けた上で追認許可を求めるものです。

続きまして、議案書 4 ページを御覧ください。

申請番号 7 西山町坂田、田、97 m²。宅地の拡張。第 3 種でございます。

本件につきまして、譲受人は申請地の隣接地に居住しておりますが、平成 29(2017)年頃から申請地の一部を薪置場として利用していることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書の提出を受けたうえで追認許可を求めるものです。譲受人は今後、申請地を薪置場のほか、冬期間の落雪スペースとして利用する予定となっております。

申請番号 8 佐藤池新田、田、6.22 m²。宅地の拡張。第 2 種でございます。

本件につきまして、譲受人は申請地の隣接地に居住しておりますが、平成 19(2007)年の東日本大震災により自宅の擁壁が傾き、補修を行った際に宅地を拡張して申請地に擁壁を設置したことから、今回、譲受人から従前の違反転用状態に係る始末書の提出を受けたうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 9 上田尻、外 3 筆、田及び畑、計 222 m²。除雪機格納庫。第 3 種ございま

す。

本件につきまして、譲受人は、栄町地内において土木工事業を中心とした業務を行っておりますが、冬期間は個人宅の除雪作業も請け負っており、交通の便が良い場所において小型除雪機の格納庫を必要としていることから、国道 252 号線に近い申請地において、プレハブ型の格納庫を設置する予定です。

申請番号 10 西山町石地、畑、19 m²。墓地。第 2 種でございます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

— 議長との声あり —

No, 3 安野 検一農業委員

申請番号 1 番の最初にもあったのですが、高柳の駐車場の件、これ計画図の中に現在の水路というような説明があったみたいなのですが、これはどこか水路を変更するという意味ですか。

大橋係長

安野委員からお話がありました、水路につきまして、実は公図上、計画地内に水路がございます。こちらの水路につきましては、既に計画地の南側、現在の水路と書かれた場所に付け替えがされておりまして、水路機能は確保されているとの説明を受けております。市の財政管理課とも調整済ということです。ですから計画地内の水路に関しても廃止されており、図面でいうと〇〇と〇〇の左側に水路が付け替えられているような感じになっております。

No, 3 安野 検一農業委員

新しく水路付け替えるとかではないのか。

大橋係長

そうです。もう既に付け替えられているということです。

No, 3 安野 検一農業委員

はい、わかりました。

石塚議長

ほかに御意見・御質問はございませんか。

No, 14 金子 武彦農業委員

先程の 5 条申請の関係で、議第 2 号と議第 3 号が被る案件は、5 条申請の中で〇〇、どう呼びするのですかね。先程の〇〇さんの関係の土地なのですけど。変更申請では当初人が〇〇さんの名前で〇〇さんに承継したということになっておりますし、次の 3 号の方では個人の名前で〇〇さんの方に土地が、5 条申請の許可申請が出ているのですが。この間に何かこう売買はなかったのだらうと思いますけれど、申請者が変わったという何か経過があったのか。

大橋係長

金子委員の質問に答えさせていただきます。事業計画変更承認申請における当初計画者につきましては、貸借の許可が出ておりまして、こちら元々〇〇さんの所有地について〇〇が借りて転用するという計画となっておりました。こちらの事業計画変更で〇〇が事業を取りやめまして、農地法第 5 条の申請において〇〇さんから譲受人〇〇さんに移るという流れになっておりますので、事業計画申請の方は貸借による当初計画者、第 5 条許可申請については登記名義人からの申請という形になっております。

石塚議長

よろしいですか。ほかに御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 3 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 4 号 農地法第 3 条許可申請について」、申請番号 1 の案件が、農業委員

に関する案件でありますので、委員の退席を求めます。

－ 委員退席 －

石塚議長

事務局の説明を求めます。

吉田主事

議案書 5 ページを御覧ください。議第 4 号 農地法第 3 条許可の申請番号 1 について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10 a あたりの価格、の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 藤橋、1 筆、田、2,463 m²。自作地の売買。経営の見直し。

審査結果の 4 ページを御覧ください。案件である申請番号 1 について、地区担当の委員、事務局の大橋係長、吉田が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 6 号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請番号 1 の案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 4 号の申請番号 1 の案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました委員の入室を求めます。

－ 委員入室 －

石塚議長

委員に退席を求めましたが、議第 4 号の申請番号 1 の案件は許可処分と決定いたしました。

石塚議長

続いて、議第４号 申請番号２から７までの案件について、事務局の説明を求めます。

吉田主事

申請番号２から７について御説明いたします。

申請番号２ 春日二丁目、外１筆、畑、165 ㎡。自作地の贈与。新規就農。

申請番号３ 北斗町、１筆、畑、135 ㎡。自作地の贈与。経営規模拡大。

申請番号４ 元城町、外９筆、田及び畑、計 1,431.99 ㎡。自作地の売買。経営規模拡大。

申請番号５ 橋場町、１筆、畑、707 ㎡。自作地の贈与。経営規模拡大。

申請番号６ 飯塚、１筆、田、240 ㎡。自作地の贈与。経営規模拡大。

６ページを御覧ください。

申請番号７ 与板、１筆、田、492 ㎡。自作地の売買。新規就農。

審査結果の４ページを御覧ください。案件である申請番号２から７について、それぞれ地区担当の委員、事務局の大橋係長、吉田が現地調査を行いました。審査の結果、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第４号の申請番号２から７までの案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第４号の申請番号２から７までの案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第５号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について」事務局の説明を求めます。

和田主任

議案書７ページを御覧ください。議第５号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について、御説明いたします。

御承認が得られれば、令和 7(2025)年 2 月 19 日を広告予定日とし、権利の開始につきましては令和 7(2025)年 2 月 20 日を予定しております。

1、事業の区分、利用権設定等促進事業。2、権利の種類、賃借権。3、利用権の設定・移転の別、移転。4、権利の移転日、令和 7(2025)年 2 月 20 日。5、権利の終了日、明細表に記載のとおり。6、対象農地の面積、賃借権（一般分）田（5 筆）1,485.3 m²。7、関係人の数、受人 2 人、渡人 1 人、所有者 2 人。8、計画変更の理由、明細表に記載のとおり。9、実施地区、柏崎市。10、公告予定年月日、令和 7(2025)年 2 月 19 日。

農用地利用集積計画の明細は 8 ページを御覧ください。

説明は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

ないようですので、質疑を終了いたします。議第 5 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 5 号について、事務局の提案のとおり決定いたします。

石塚議長

では続きまして、事務局より事務連絡をお願いします。

山崎事務局長

（その他連絡事項）

石塚議長

それでは以上で、本日の日程は終了しました。

閉会 午後 3 時 47 分

柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 石塚 道宏

署名委員 安野 検一

署名委員 笹川 宏

出席状況（総会議席表）

（令和7年1月31日現在）

農 業 委 員					
議 席	氏 名	出 欠	議 席	氏 名	出 欠
1	春 日 知 代	出	11	月 橋 明日香	出
2	小 柳 直 樹	出	12	前 澤 敏 彦	出
3	安 野 検 一	出	13	水 野 美 保	出
4	関 矢 光 孝	出	14	金 子 武 彦	出
5	佐 藤 敏	出	15	阿 部 淳 一	出
6	内 山 正 和	出	16	灰 野 善 栄	出
7	石 塚 道 宏	出	17	巻 口 夏 美	出
8	高 橋 啓 子	出	18	笹 川 宏	出
9	山 波 剛	欠	19	平 野 松 夫	出
10	駒 野 博 実	出			
出席委員 18 人 欠席委員 1 人 計 19 人					

農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員					
議 席	氏 名	出 欠	議 席	氏 名	出 欠
1	竹 内 美 博	出	15	上 杉 英 之	欠
2	田 中 正 和	出	16	望 月 鉄 心	出
3	中 澤 直 寛	出	17	武 井 義 明	出
4	中 村 耕一郎	出	18	飯 塚 透	出
5	小 林 勇	出	19	高 橋 公 人	出
6	濁 川 武 良	出	20	星 野 邦 夫	出
7	渡 辺 秀 和	出	21	長 井 昭	出
8	池 田 直 友	出	22	山 田 信 雄	出
9	堀 正 則	出	23	澁 江 嘉 輝	出
10	末 崎 正 男	出	24	大 橋 昭 作	欠
11	阿 部 茂 晴	出	25	中 村 茂 幸	欠
12	萩 野 勝 茂	出	26	月 岡 学	欠
13	石 黒 芳 和	出	27	徳 永 逸 雄	出
14	長谷川 久 雄	出			
出席委員 23 人 欠席委員 4 人 計 27 人					

農業委員会事務局職員

事務局長 山崎 哲夫、係長 大橋 大、主任 和田 一美、主事 吉田 文香